

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令に対していただいた主なご意見と国土交通省の考え方

	いただいたご意見	国土交通省の考え方
運行管理者関係 (点呼の記録関係)	○「乗務する事業用自動車の登録番号その他当該事業用自動車を識別できる標示」については、乗務する事業用自動車を特定することが目的であれば、登録番号のみで特定ができると考えるが、「その他当該事業用自動車を識別できる標示」は何を指すのか。	「乗務する事業用自動車の登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示」を記録することとし、登録番号が記載されていれば良いこととします。なお、「その他の当該事業用自動車を識別できる表示」とは、事業者が定めた当該事業用自動車の車番又は車号等をいいます。
	○「その他必要な事項」とは何を想定して規定しているのか明示していただきたい。	「その他必要な事項」とは、事業者が当該運行において特に必要と認めた事項をいいます。
(補助者関係)	○補助者の選任数については、運行管理者の選任数は事業用自動車の配置車両数に応じて定められているが、補助者についても運行管理者と同様に、選任基準が定められることになるのか明示していただきたい。 補助者の選任数については、既に運行管理者が選任基準に応じて選任されていることから、事業所の事業規模に応じて事業者自身が判断できる選任要件としていただきたい。	補助者の選任は任意であることから、選任数の制限は設けないこととします。
	○「国土交通大臣が認定する講習」とは何をさすのか。 ○補助者の要件となる大臣が認定する講習については認定される以前に受講した講習についても認めていただきたい。	「国土交通大臣が認定する講習」は、独立行政法人自動車事故対策機構が行う基礎講習を認定する予定です。 なお、「大臣が認定する講習」については、改正前に受講した基礎講習も含むこととします。
	○運行管理者選任届のように運輸支局への届出制は行わないようにして頂きたいです。	選任の届出は要しないこととします。

<p>機器による点呼関係</p>	<p>○何の基準を持って優良と判断するのか明確にしないと混乱する。</p> <p>○要件となる基準が高いと人員や資金に余裕がない小規模事業者はIT点呼を導入できないこととなり、トラック業界全体としての点呼業務の合理化につながらないと考えます。</p> <p>○輸送の安全確保に関する取組が優良であると認められる事業者とは、貨物自動車運送事業安全性評価事業の「安全性優良事業所(Gマーク)」の認定を受けた事業者と理解するが、このGマーク認定取得には、全従業員の社会保険加入が認定要件となっていることが障害となっている事業者も認められる。このため、Gマーク認定事業所のみこだわらず、この1年間第1当事者となる重大事故を起してはず、運輸安全マネジメントを的確に実施し、かつ、ドライブレコーダー等安全装置の積極的な導入等安全対策に積極的に取り組んでいると認められる事業者で、大臣が定める機器を整備できる事業者にまで、範囲を拡大することを検討していただきたい。</p>	<p>営業所の要件は、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が認定した安全性優良事業所であることとすることを考えており、これは事業規模に関わらず取得することができるものと考えております。なお、安全性優良事業所の範囲の拡大については、今後の機器による点呼の運用状況等を検証し、必要に応じ検討します。</p>
	<p>○大臣が定める機器の要件・基準については明らかにされていないものの、テレビ電話や通信システム付き飲酒検知器などが想定されるが、小規模事業者が導入可能な低廉であり、かつ、広範な選択肢のある機器要件とされるよう要望します。</p> <p>○国土交通大臣が定めた機器とした場合、画像、呼気検査等が行えるなど高額な機器となることが予想されるため、国土交通大臣が機器を指定する場合は、機器購入に対する補助制度を創設すべきである。</p>	<p>機器の要件は、営業所に設置したカメラにより、運転者の疾病、疲労、飲酒等の状況が随時確認できるものを要件とする検討をしています。これは対面による点呼と同等の効果を有するものであり、かつ、広範な選択肢のあるものであると考えております。また、すべての事業者の方々に機器による点呼を義務付けるものではないことから、機器購入に対する補助制度の創設は検討しておりません。</p>

<p>○運送事業者に義務づけられている点呼について、やむを得ない場合に限らず、機器による点呼を行なえるようにするとの措置は、輸送の安全性に寄与することとはならず反対です。</p> <p>○「取り組みが優良であると認められる事業者」は、やむを得ない場合以外は対面点呼を完全に実施しているのにも拘らず、対面点呼に比べ、より確実でない「機器点呼」を認める根拠は如何にあるのか。</p> <p>○優良事業所だけに限られるものではなく、機器の認定基準を厳しくしてでも、全ての事業者が機器による点呼が実施できる用のようにして、努力すれば取り組むことができる用ようにした方が業界全体の安全管理が向上するのではないかと考えます。</p> <p>○仮に「安全性認定事業所」について「機器点呼」を認めるのであれば、全国の10パーセントに満たない事業所のみが対象となり、大変不公平が生じることとなる。</p> <p>○「取り組みが優良であると認められる事業者」が「取り組みが優良でないと認められた事業者」になった場合の取扱いは如何にするのか。</p>	<p>輸送の安全の確保に関する取組みが優良であると認められる営業所に限定した規定としておりますので、輸送の安全性には支障を来たさず、業務の効率化を推進できるものと考えております。また、輸送の安全の確保に関する取組みが優良であると認められる事業者の要件を満たさなくなった場合は、運行上やむを得ない場合を除き、対面による点呼の実施が必要となります。</p>
<p>○同一会社の営業所、事業所のみならず、資本や人的関係で支配関係にあるグループ会社の営業所、事業所も同等に認めていただきたい。</p> <p>○一定の基準を満たす業界団体または優良企業が、業務受委託などにより零細企業である運送事業者の営業所、事業所に対してIT機器による点呼を実施することを可能とするよういただきたい。</p>	<p>対象範囲の拡大については、今後の機器による点呼の運用状況等を検証し、必要に応じ検討します。</p>
<p>○「国土交通大臣が定めた機器」とは現存するのか。</p>	<p>現存する機器(現存する機器の組み合わせ含む。)を前提としています。</p>

自動車事故報告規則関係	○事業者が元請運送事業者以外の、下請運送事業者、孫請運送事業者の場合は、荷主名を記載するのか、又は輸送の依頼を受けた運送事業者(元請運送事業者等)名を記載するのか明示していただきたい。	事業者が元請運送事業者以外の場合は、荷主名(真荷主名)、元請運送事業者名など事業者に至るまでの依頼者の名前を順に記載していただくことになります。
	○明らかに第一当事者でない事故報告についても荷主名を荷主等の記載欄に記載しなければならないのか。	自動車事故報告書の提出が必要な事故については、全て記載が必要です。
	○運送事業者の都合で複数の荷主を混載している場合でも記入する必要があるのですか。また記入させるのであれば、その範囲(重量の重い荷主を3社とか)はどうするのですか。	事故が起きた際の事実関係の記載を求めるものですので、混載している全ての荷主名を記載して頂くことになります。なお、運送形態が下請運送以外のものであり、かつ、特別積合わせ運送である場合には、「荷送人の氏名又は名称及び住所」及び「荷受人の氏名又は名称及び住所」の欄は記載する必要がございません。